

飛騨農業共済事務組合における
女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

飛騨農業共済事務組合

飛騨農業共済事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

飛騨農業共済事務組合管理者

1 目的

飛騨農業共済事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条に基づき、飛騨農業共済事務組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

2 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。
なお、本計画は、状況の変化に応じ必要な見直しを行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

飛騨農業共済事務組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課を事務局として本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の点検・評価等を行うこととする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、飛騨農業共済事務組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

なお、この目標は、飛騨農業共済事務組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げている。

○数値目標

平成32年度までに、職員の女性割合を増やすために採用試験受験者の女性割合50%を目指す。

5 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

4で掲げた数値目標及びその他目標の達成に向け、女性が職業生活と家庭生活の両立を図り、女性が活躍しやすい環境づくりを推進するため、次に掲げる取組を実施する。

○ 数値目標の達成に向けた取組

平成28年度より、職員採用の時期に合わせて、次の取組を実施する。

- ・ハローワークの有効活用
- ・地元高等学校等への求人案内
- ・飛騨農業共済事務組合及び構成市村の広報紙やホームページへの掲載
- ・報道機関を活用した広報

○ 仕事と家庭生活との両立に向けた取組

平成28年度より、次の取組を実施する。

- ・育児休業の取得支援
- ・男性の配偶者出産休暇の促進
- ・年次有給休暇の取得促進（祝祭日・夏期休暇等を併せた連続休暇の取得促進を含む）
- ・残業時間の削減

○ 女性が能力を十分に発揮できる職場に向けた取組

平成28年度より、次の取組を実施する。

- ・職員昇任試験の受験促進
- ・男女間における業務内容の格差是正
- ・業務の配置における適材適所の人事
- ・ハラスメントの無い職場の意識啓発